

平成23年度

相模原市

緊急経済対策

住宅リフォーム助成事業

相模原市では、地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

概要

助成対象者

- ・市内在住で、住民登録か外国人登録をしている方
- ・市税等を滞納していない方

助成対象住宅

- ・市内に所有し自ら居住している住宅
- ※マンション等の集合住宅は個人専有部分
- ※店舗等との併用住宅は個人住宅部分
- ※建築基準法に適合している住宅

助成対象となるリフォーム・助成金額

- ・市内の施工業者を利用する、住宅本体に係る機能維持・向上、居住環境の向上のための修繕、模様替え、増改築、減築等の工事
(助成金の交付決定後に着手するもので、平成24年3月31日までに工事が完了するものに限る)
- ・10万円(消費税を除く)以上の助成対象工事に、一律5万円を助成
(※本事業の助成は、同一の住宅について1回限り)

助成件数(平成23年度分)

- ・600件(第1期～6期まで各期100件助成)
- ・申込者が多数の場合には、抽選により助成対象者を決定します。

受付期間

期別	受付期間(土、日曜日を除く)	会場(市役所)	時間
1期	4/4(月)～4/12(火)	会議室棟第1会議室	午前9時～正午 午後1時～4時
2期	6/1(水)～6/10(金)	会議室棟第5会議室	
3期	8/1(月)～8/10(水)	会議室棟第1会議室	
4期	10/3(月)～10/7(金)		
5期	12/1(木)～12/9(金)		
6期	2/1(水)～2/10(金)		

※平成24年3月31日までに工事完了できるものが対象です。特に5期・6期につきましてはご注意ください。

申請の流れ

交付決定前の工事着工は助成対象になりません。必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。

助成金申請に必要な書類(申請書類)

- ①助成金交付申請書(申請書は必ず本人が記入して下さい)
- ②住宅リフォーム見積書の写し(助成対象リフォームとその他の工事を分けたもので、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る)
- ③現況写真(住宅全体と助成対象リフォームの部分・日付入り)
- ④他の助成制度の申請書又は決定通知書の写し(他の助成制度を受けようとする場合に限る)
- ⑤建築確認済証の写し(建築確認申請が必要な工事の場合に限る)
- ⑥その他市長が特に必要と認めたもの

■ は申請者 ■ は市

申請書類の提出(受付期間内の受付会場に提出してください)

申請書類の審査を行い、必要に応じて現場確認を行います。

申請件数が1期ごとに100件を超えた場合は、抽選を行います。

当選者には、交付決定通知書、落選者には、不交付決定通知書を発送します。

【当選された方の手続き】

交付決定通知書の内容を確認してから、リフォーム工事を始めてください。

工事を変更・中止する場合は、変更・中止申請書を提出してください。

工事完了の報告に必要な書類(実績報告書類)

- ①助成金交付実績報告書兼請求書
- ②支払口座振替依頼書(預金通帳等のコピーを添付してください)
- ③交付決定通知書の写し
- ④助成対象リフォーム費用の領収書と明細書の写し(施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る)
- ⑤工事写真(施工中と施工後・日付入り)
- ⑥建築基準法に基づく検査済証(建築確認申請が必要な工事の場合)
- ⑦その他市長が特に必要と認めたもの

実績報告書類の提出(建築指導課に提出してください)

実績報告書類の審査を行い、必要に応じて現場検査を行います。

助成金(5万円)を指定された口座に振り込みます。

助成対象 リフォーム等 一覧

【注意事項】

- 住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置や本市の他の助成制度を利用している部分は対象外です。
- 国が行っている住宅エコポイント制度との併用は可能です。ただし、エコリフォームをする場合の追加工事充当分(即時交換分)は対象外とします。

	No.	リフォームの内容	備 考
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	増築、改築、減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事を含む。
	3	給排水衛生設備工事	
	4	給湯設備工事	
	5	換気設備工事	
	6	電気設備工事	
	7	ガス設備工事	
	8	オール電化住宅工事	
	9	屋根のふき替え、塗装、防水工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	10	外壁の張り替えや塗装工事	
	11	部屋の間仕切りの変更工事	
	12	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事も○。内装工事に伴う室内カーテン・ブラインドの取り替えや新設は○。(単独は×。)
	13	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	14	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え(表替え、裏返しも含む)	
	15	雨どい等の取り替えや修理	
	16	建具・開口部の取り替えや新設工事	手動・電動シャッターも○。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取り替えや新設も○。(単独は×。)
	17	造り付け収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)	
一 部 対 象	18	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	介護保険居宅介護住宅改修費支給、重度障害者住宅設備改善費助成、高齢者住宅設備改善費助成、住宅改修費給付を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	19	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事等補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	20	防音工事(防音天井、防音壁、防音サッシの改修等)	国の住宅防音工事補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	21	住宅の解体工事	解体工事のみは×。増築、改築、減築工事、その他リフォームに伴う部分の解体であれば○。ただし、個人住宅吹付アスベスト対策補助を利用している部分は×。
対 象 外	22	車庫、物置、倉庫等の工事	
	23	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため×。
	24	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	25	植樹、剪定等の植栽工事	
	26	下水道、合併処理浄化槽工事	
	27	雨水浸透ますの設置工事	
	28	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	29	雨水タンク設備の設置工事	
	30	防犯ライト・カメラの設置工事	
	31	電話、インターネット、テレビアンテナ(地上デジタル)の設置・配線工事	
	32	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	天井埋込み型の照明器具等も×。
	33	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も×。
	34	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	35	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	36	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

事業に係る Q&A

ご注意!

不安や疑問を持ったら、すぐに契約しないで下記に相談してください。住宅リフォームの見積り相談なども行っています。

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
電話 0570-016-100
(住まいのダイヤル)

法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた、安心して利用できる住宅専門の相談窓口です。

Q1 「申請者」は誰になりますか?

A1 住宅を所有し、お住まい(住民登録がある)になっている方で、リフォームの契約者が申請者となります。

Q2 「市内施工業者」とは?

A2 市内に住所を有する、リフォームを業として営む民間業者です。法人だけでなく、市内にお住まいの大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。

Q3 工事が終わっている、もしくは工事中の場合は助成対象となりますか?

A3 対象になりません。
申請後、市が助成金の交付決定をしたリフォームのみが対象となります。
対象者には市が「助成金交付決定通知書」を郵送しますので、その後にリフォーム工事を始めてください。

Q4 相模原市指定の施工業者はありますか? また、紹介してもらえますか?

A4 市では、施工業者の指定や紹介を行っていません。お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネット、市内施工業者の組合等にご相談ください。

※市では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘は一切行っていません。

お問い合わせは

担当課

工事内容について…… 建築指導課 042-769-8252
助成制度について…… 住宅課 042-769-8256

申請書等のダウンロードは相模原市HP→サイト内検索: **住宅リフォーム助成**

検索

